

第八章 加入及脱退

第廿九條 本党に加入せんとするものは中央執行委員会の承認を得るを要す

第四十條 本党を脱退せんとするものは其の理由を附して党本部に届出づることを要す

第九章 罰則

第四十一條 党員に於て左の一に該当するものは中央委員会又は大会に於て除名す

一、党の主義綱領に違背したるもの

二、党の面目毀損したるもの

三、党の統制を紊したるもの

第四十二條 前條の規定は支部及支部联合会に之を準用す

第十章 附則

第四十三條 党の綱領及規約は大会の出席代議員の三分の二以上賛成あるに

非ざれば之を變更することを不得す

第四十四條 本規約に基く施行細則別表支部規約準則等は中央委員会に之を制定す

別表

一、大会代議員選出比率、党員二百名 未滿は一名 以上二百未滿を増す毎に一名

二、支部联合会代議員選出比率、支部党員十名毎に一名

支部規約準則

第一章 總則

第一條 本支部は日本労働党——と称し事務所を——に置く

第二條 本支部は党の綱領政策及主張の實現を期するが爲め支部所屬党員の統一を図るを以て目的とす

第三條 本支部は——に居住する党員を以て構成す